

教政課第28号
令和3年4月21日

各課（室・所）長
各県立学校長
殿

教育政策課長

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について（通知）

このことについて、別添のとおり、文部科学省から周知依頼がありました。

令和3年4月16日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、4月20日から5月11日までを期間として、埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県が、まん延防止等重点措置を実施すべき区域とされるとともに、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更が行われ、新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項として、新たに、大型連休等、人の移動が活発化する時期に際して、感染が拡大している地域との往来に関する自粛の要請を含め、感染状況に応じて、必要な注意喚起や呼びかけを行うこととなりました。

つきましては、上記内容に御留意いただくとともに、新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見、差別を生じさせないように留意し、引き続き、学校運営を円滑に行っていただきますよう、感染症対策の徹底をよろしくお願いいたします。

なお、変更後の同対処方針における学校の取扱いに係る記載は、さきにお知らせした内容（「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について（通知）」令和3年4月15日付け教政課第17号）から変更はありません。